

別表（第2関係） 懲戒処分標準例

非違行為の種類等			標準的な処分量定	
一 般 服 務 違 反 関 係	(1)	欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合	減給・戒告
			イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合	停職・減給
			ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	免職・停職
	(2)	遅刻・早退	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告
	(3)	休暇等の虚偽申請	療養休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合	減給・戒告
	(4)	勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱する等職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給・戒告
	(5)	職場内秩序を乱す行為	ア 職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合	停職・減給
			イ 職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合	減給・戒告
	(6)	虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	減給・戒告
	(7)	違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為を行った場合	減給・戒告
			イ アの行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	免職・停職
	(8)	秘密漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 [自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合]	免職・停職 [免職]
			イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職・減給・戒告
(9)	個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に関する事項が記載された文書等を収集した場合	減給・戒告	
(10)	政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告	
(11)	営利企業等従事制限違反	任命権者の許可を得ずに営利企業等に従事した場合	停職・減給・戒告	
(12)	公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	免職・停職	
		イ 決裁文書を改ざんした場合	免職・停職	
		ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職・減給・戒告	
(13)	セクシュアル・ハラスメント	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職・停職	
		イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合	停職・減給	
		ウ イの場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職・停職	
		エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給・戒告	

非違行為の種類等			標準的な処分量定		
(14)	パワー・ハラスメント	ア	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	停職・減給・戒告	
		イ	パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合	停職・減給	
		ウ	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職・停職・減給	
公金公用物取扱い関係	(1)	横領	公金又は公用物を横領した場合	免職	
	(2)	収賄	職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求若しくは約束した場合	免職	
	(3)	贈賄	職務に関し賄賂を供与し、又はこれを申込若しくは約束した場合	免職・停職	
	(4)	窃取	公金又は公用物を窃取した場合	免職	
	(5)	詐取	人を欺いて公金又は公用物を交付させた場合	免職	
	(6)	紛失	公金又は公用物を紛失した場合	戒告	
	(7)	盗難	重大な過失により公金又は公用物の盗難に遭った場合	戒告	
	(8)	公用物損壊	故意に職場において公用物を損壊した場合	減給・戒告	
	(9)	出火・爆発	過失により職場において公用物の出火、爆発を引き起こした場合	戒告	
	(10)	諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合	停職・減給・戒告	
	(11)	公金公用物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公用物の不適正な処理をした場合	減給・戒告	
	(12)	コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給・戒告	
公務外非行関係	(1)	放火	放火をした場合	免職	
	(2)	殺人	人を殺した場合	免職	
	(3)	傷害	人の身体を傷害した場合	停職・減給	
	(4)	暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合	減給・戒告	
	(5)	器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	減給・戒告	
	(6)	横領	自己の占有する他人の物（公金及び公用物を除く。）を横領した場合	免職・停職	
	(7)	窃盗・強盗	ア	他人の財物を窃取した場合	免職・停職
			イ	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
	(8)	詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職・停職	
	(9)	賭博	ア	賭博をした場合	減給・戒告
			イ	常習として賭博をした場合	停職
	(10)	麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合	免職	
	(11)	酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合	減給・戒告	
	(12)	わいせつ行為等	ア	強姦、強制わいせつなどの行為をした場合	免職
			イ	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職・停職
			ウ	わいせつ物を頒布、陳列した場合	停職・減給
			エ	痴漢行為をした場合	免職・停職・減給
オ			法令等に違反して盗撮行為等をした場合	免職・停職・減給	

非違行為の種類等			標準的な処分量定	
交通事故・交通法規違反関係	(1)	飲酒運転での交通事故 (人身事故を伴うもの)	ア 酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	免職
			イ 酒酔い運転で人に傷害を負わせた場合 [事故後の措置義務違反をした場合]	免職・停職 [免職]
			ウ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 [事故後の措置義務違反をした場合]	免職・停職 [免職]
			エ 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた場合 [事故後の措置義務違反をした場合]	免職・停職・減給 [免職・停職]
	(2)	飲酒運転以外での交通事故 (人身事故を伴うもの)	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 [事故後の措置義務違反をした場合]	免職・停職・減給 [免職・停職]
			イ 人に傷害を負わせた場合 [事故後の措置義務違反をした場合]	減給・戒告 [停職・減給]
	(3)	交通法規違反	ア 酒酔い運転をした場合 [物損事故を起こし事故後の措置義務違反をした場合]	免職・停職・減給 [免職・停職]
			イ 酒気帯び運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合 [物損事故を起こし事故後の措置義務違反をした場合]	停職・減給・戒告 [停職・減給]
監任 監督 関係	(1)	指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた場合	減給・戒告
	(2)	非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職・減給